

あなたの働きたいを応援します

横浜南部就労支援センター 社会福祉法人 電機神奈川福祉センター

センターにて

- ご希望に応じてハローワークへの同行等、就労適性に合った職場探しをお手伝いします。
- 職場訪問や個別の面談を行い、長く働き続ける為の定着支援を行います。
- 働き続ける為の生活支援を、関係機関と連携しながら行います。

対象となる方

- 原則として横浜市内在住の障害児・者になります。
- ※障害種別は問いません。
- ※障害者手帳のない方（障害者手帳取得を迷われている方、自立支援医療証をお持ちの方など）のご相談もお受けしています。

利用について

※詳しくは、ご相談のながれをご参照ください。

どなたでも どこでも 利用 ¥0

求職中・就労中の方

- 現在就労中の方のご相談もお受けします。
- お住まいの区にかかわらず、どのセンターでもご利用いただけます。
- 利用に際しての料金は発生しません。（来所時の交通費等は自己負担となります。）
- 登録に際して来所時や実習時に適用される傷害保険に加入して頂きますが、ご本人の保険料負担は一切ございませんのでご安心ください。

企業の方

企業等からの障害者雇用に関するご相談にも応じています。障害のある方を初めて雇用するときや、就労中の方への支援等を行なうことができます。ハローワーク等とも連携して、企業の障害者雇用をお手伝いしています。

ご相談のながれ

※ご相談によっては、ご本人の適性や体力などを考慮し、就労以外に福祉機関や訓練機関の利用をすすめることがあります。

1. 問い合わせ電話相談

ご本人、ご家族、企業等の皆様からのご相談をお受けしています。

2. ご相談

センターへ来所いただき、ご相談内容をお伺いします。
※相談には家族・支援者も同席できます。

3. 登録面談

ご本人とセンターが合意の上登録をします。
※継続的なご相談をご希望の方

求職中の方

4. 適性把握

仕事に関する適性を把握するためのセンター独自のプログラムです。
※職業適性を判定するものではありません

就労中の方

5. 報告会

適性把握の振り返りや今後についての相談をします。

6. 求職活動等

必要に応じて採用試験、面接等のアドバイスを行います。実習等も実施しています。

7. 就 労

働き続けるための定着支援を行います。

8. 定着支援

必要に応じて職場訪問や個別相談、同窓会等を実施しています。

※1年以上音信不通の場合等、登録を終了することもあります。再登録は可能です。

良くある質問

Q1：就労支援センターは公的な機関ですか？

横浜市から補助金を受け、社会福祉法人電機神奈川福祉センターが運営をしています。

Q2：就労支援センターは求人のおっせんをしてくれるところですか？

いいえ。求人のおっせんはしていません。ご本人が就職活動をする上でのサポートをしています。必要に応じてハローワークへの同行や採用面接時の同行等を行っています。

Q3：横浜市には就労支援センターが何か所ありますか？

9ヶ所設置されています。精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」は精神障害者を対象としています。登録はどのセンターでも可能ですが、1ヶ所でのみの登録となるため複数のセンターの登録はできません。他のセンターに登録されている方はご相談ください。

Q4：すぐに働くのではなく、働く準備をしてから働きたいのですが？

訓練機関のご利用を考えている方のご相談もお受けしています。見学や体験の調整も行なっています。

Q5：現在障害者を雇用しています。

本人に支援機関がついていないので、相談にのってあげてほしいのですが・・・

ご本人がセンターの支援対象地域にお住まいで、支援および登録をご希望されている場合には可能です。会社の方からのご相談もお受けしていますので、ご相談ください。

お願い

ご相談の際は電話等で事前にご連絡下さい。

横浜南部就労支援センター

【利用案内】

- 開所日 月～金
- 開所時間 9：00～17：00
- 休 日 土・日・祝
- TEL 045-775-1566
- FAX 045-349-3740
- E-MAIL ynanbu@denkikanagawa.or.jp

案内図



※2015年に移転しております。ご来所の際はお気を付け下さい

電機神奈川福祉センターとは・・・

1972年に、産業別労働組合の一つである電機連合神奈川地方協議会が障害者福祉への取り組みを開始し、活動20周年事業として社会福祉法人電機神奈川福祉センターが設立されました。電機神奈川福祉センターでは、『障害者の社会自立』『地域福祉の充実』『福祉への啓発』をめざし、神奈川県内で障害福祉、高齢・地域福祉の事業を展開しています。